別紙１

（仮称）大垣市立南こども園建設事業
設計・施工・工事監理一括発注業務
要求水準書

令和７年４月

大垣市

目　　次

1　基本的事項 ･･･ 1
⑴　要求水準書について･･･ 1
①　要求水準書の位置づけ･･･ 1
②　要求水準書の変更･･･ 1
⑵　本事業の基本的な考え方･･･ 1
①　事業目的･･･ 1
②　本事業の基本方針･･･ 1
⑶　事業概要 ･･･ 2
①　事業方式･･･ 2
②　整備対象施設･･･ 2
③　業務範囲･･･ 2
④　事業スケジュール･･･ 3

2　本事業における条件･･･ 4
⑴　事業の与条件･･･ 4
①　敷地等概要･･･ 4
②　都市計画情報･･･ 6
③　インフラ整備状況･･･ 6
④　地盤状況･･･ 6
⑤　定員数の設定･･･ 6
⑥　計画施設の規模等･･･ 6
⑦　施設の整備方針･･･ 7
⑧　施設配置計画･･･ 7
⑨　施設建築計画･･･ 7
⑩　施設設備計画･･･ 10
⑪　施設構造計画･･･ 14
⑫　省エネルギー計画･･･ 16
⑬　屋外配置計画･･･ 16
⑭　外構整備･･･ 17
⑮　その他条件･･･ 17
⑵　適用法令等･･･ 18
①　適用法令･･･ 18
②　適用基準・指針等･･･ 20
⑶　貸与品等･･･ 21

3　事業実施に係る要求水準･･･ 22
⑴　共通事項･･･ 22

① 受注者の役割……22
② 監督職員等の役割……22
③ 関係官公署等への届出手続……22
④ 打合せ及び記録……23
⑤ 各段階における履行確認……23
⑥ 検査 ……23
⑵ 設計業務に係る要求水準……24
① 設計業務に関する留意事項……24
② 整備対象施設の基本設計……24
③ 整備対象施設の実施設計……26
④ 設計定例会議……27
⑤ 成果品の管理及び帰属……27
⑥ 関連業務との調整……28
⑦ 検査 ……28
⑧ 工程表及び内訳書……28
⑶ 工事監理業務に係る要求水準……28
① 工事監理業務……28
② 施工段階における変更等の手続……29
③ 主な業務内容……29
④ 工事監理業務の留意事項……29
⑷ 施工業務に係る要求水準……30
① 整備対象施設の工事……30
② 施工業務の留意事項……30
③ 近隣への配慮……35
④ 緊急時の対応……35
⑤ 南海トラフ地震に対する対応……35
⑥ 変更契約業務に係る資料作成の支援……35
⑦ 費用に関する特記事項……36
⑧ 検査・引渡し……36
⑨ 検査及び監査等への協力……36

添付資料

・添付資料１……予想されるリスクと責任分担
・添付資料２……基本設計業務に係る成果品
・添付資料３……実施設計業務に係る成果品
・添付資料４……工事監理業務に係る成果品
・添付資料５……施工業務に係る成果品
・添付資料６……受注者が提出する書類

１　基本的事項

⑴　要求水準書について

①　要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、大垣市（以下「市」という。）が、（仮称）大垣市立南こども園建設事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、設計・施工・工事監理を一括して発注する方式（ＤＢ：Ｄｅｓｉｇｎ Ｂｕｉｌｄ）で選定する設計・施工・工事監理業務事業者（以下「受注者」という。）に要求する設計業務、施工業務、工事監理業務に関する水準を示すものである。

本事業では、園舎の建設及び外構整備、既設の南小学校敷地内の外構整備までを行う。

②　要求水準書の変更

1)　変更可能な事由

ア　法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。

イ　災害、事故等により特別な業務内容が必要なとき又は業務内容を著しく変更するとき。

ウ　市の事由により業務内容の変更が必要なとき。

エ　その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

2)　変更手続き

要求水準の見直しにあたり、市は事前に受注者に連絡する。要求水準の変更に伴い、市と受注者は、必要な契約又は支払額の変更を行うものとする。

⑵　本事業の基本的な考え方

①　事業目的

大垣市立南保育園は昭和 42 年に建設され、57 年が経過しており老朽化が進んでいるため、早期に建て替えが必要な状況である。

本事業は、大垣市立南保育園を移転改築し、安心・安全な保育環境を確保することを目的とする。なお、新たな園は、幼稚園児の就園環境整備のため、幼保連携型認定こども園とする。

②　本事業の基本方針

1)　安全・安心な施設

- インクルーシブに配慮した施設とする。
- 医療的ケアに配慮した施設とする。
- 防災・防犯対策に配慮した施設とする。
- 維持管理や清掃等が容易に実施でき、財政的な負担軽減が図れる施設とする。

2)　個々の成長に応じた特色ある教育・保育施設

- 子どもの成長に合わせて、楽しく体を動かしながら、自ら主体的、継続的に遊びができる施設とする。
- 生活の中で自然と運動量の増加が図れる施設とする。

3)　保護者、地域、学校等との連携がしやすい施設

・　子育て相談や支援機能を有する施設であり、保護者や地域との交流がしやすい施設とする。

・　就学後の生活や雰囲気に馴染みやすいよう、小学校と連携しやすい配置とする。

4)　地球環境に配慮した持続可能な地域の実現につながる施設

木材を積極的に利用した施設整備を行うことや、太陽光発電設備の設置、外壁の断熱化及び高効率空調設備の導入等により、ＺＥＢ-Ｒｅａｄｙ以上の省エネ基準の施設とする。

5)　保育士等が働きやすい施設

保育士や調理員の動線や、園児の安全を見守るための視認性等に配慮し、保育士や調理員が働きやすい施設とする。

⑶　事業概要

①　事業方式

本事業は、「大垣市ＰＰＰ活用指針」に基づいて、市が施設の設計・施工・工事監理を一括して発注する方式（ＤＢ：Ｄｅｓｉｇｎ　Ｂｕｉｌｄ）により実施する。

②　整備対象施設

1）新園舎

2）新園舎の外構

3）既設南小学校の外構（新園舎建設事業に伴う部分）

③　業務範囲

本事業における市と事業者の役割分担は次のとおりとし、事業実施にあたり予測される「予想されるリスクと責任分担」については、添付資料1のとおりとする。また、これに定めのないものについては協議により決定する。

事業名	業務項目		市	事業者
（仮称）大垣市立南こども園建設事業	ＤＢ業務	設計業務		○
		工事監理業務		○
		施工業務		○
	その他業務	現況簡易測量調査及び地質調査業務	○	
		水路橋施工業務	○	
		備品の調達	○	
		屋外遊具の設置	○	
		新施設への引っ越し	○	
		新施設の維持管理	○	
		新施設の運営	○	
大垣市立南保育園跡地活用事業	旧園舎等の解体・撤去（設計含む）		○	
	跡地の活用		○	

④　事業スケジュール

業務項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
水路橋 施工業務	→			
設計業務	→	→		
施工業務		→	→	
工事監理業務		→	→	
備品の調達			→	
園庭遊具の 設置			→	
新施設への 引っ越し			→	
開園				4月開園予定

※本事業の対象業務は「③　業務範囲」のとおり

２　本事業における条件

⑴　事業の与条件

①　敷地等概要

地名地番：大垣市美和町1802番地4

〃　　1871番の一部（南小学校敷地内）

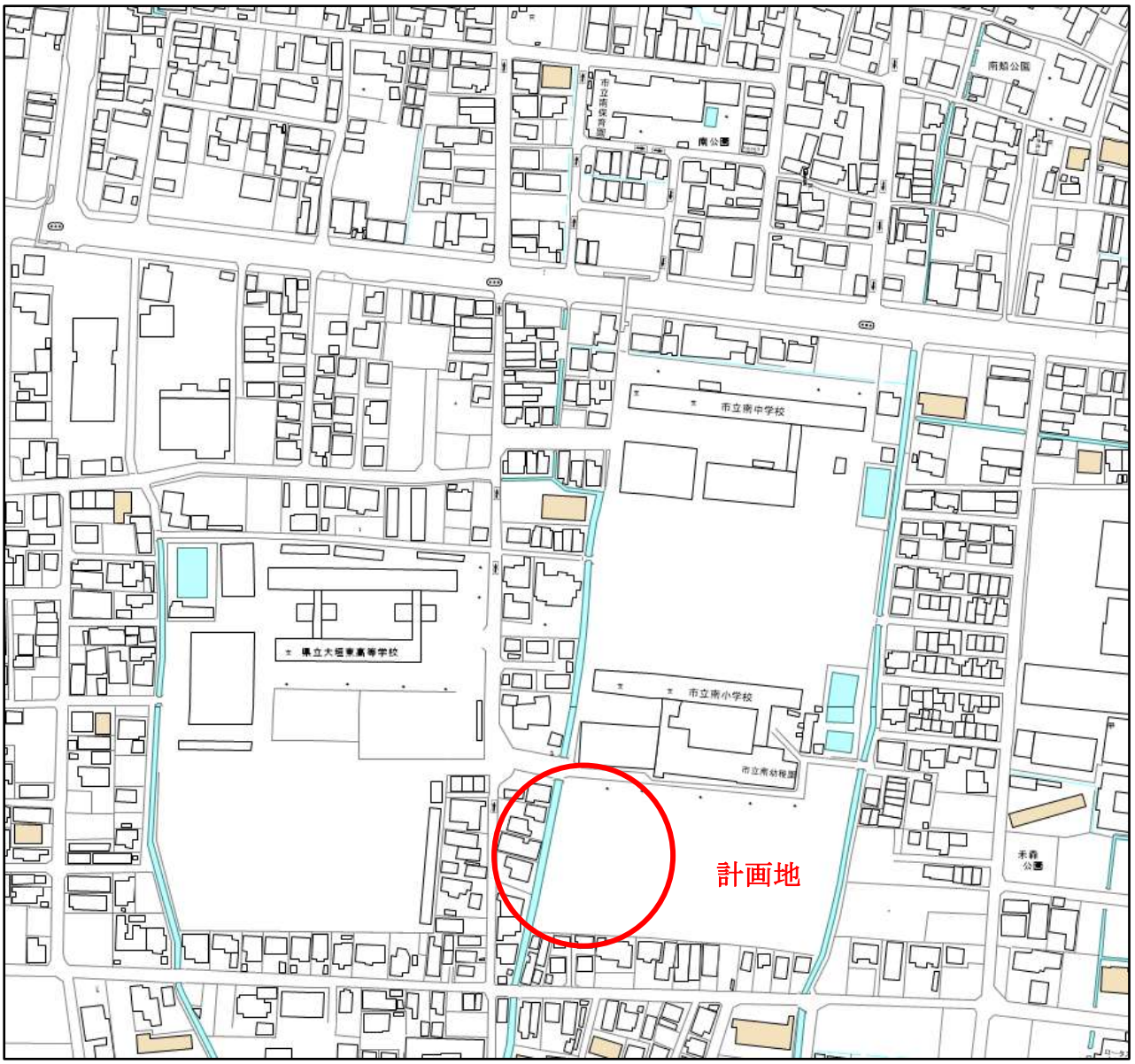

敷地面積：約2,900㎡

1)　美和町1802番地4　　：約　220㎡

2)　　〃　1871番の一部：約2,650㎡

3)　水路橋　　：約　30㎡

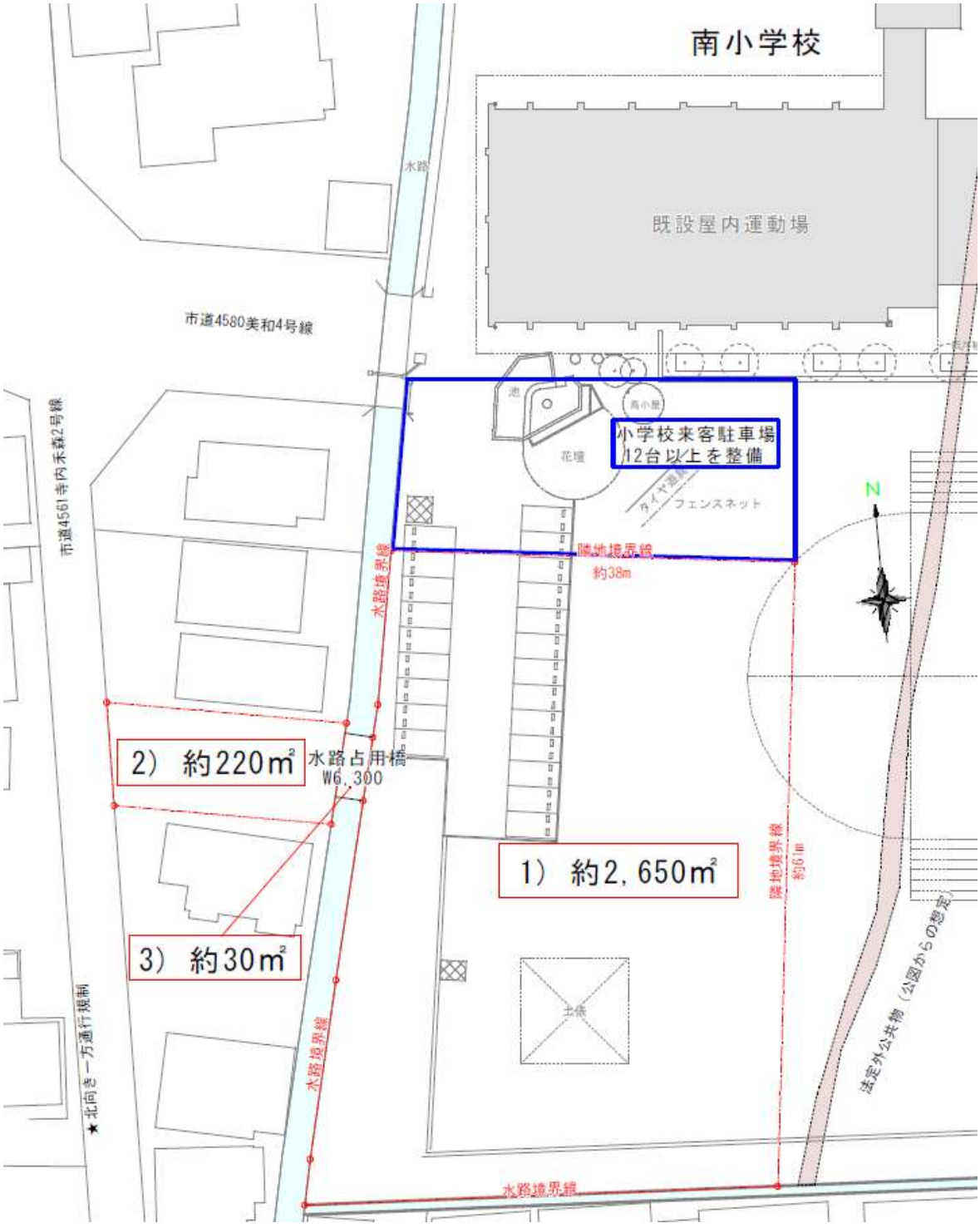

②　都市計画情報

都市計画区域	市街化区域内
用途地域	第一種住居地域
防火地域	指定なし（第22条区域）
指定建蔽率	60％
指定容積率	200％
日影規制	高さ10ｍを超える建築物 （測定面4m、5m以内5時間、10m以内3時間）
文化財保護地域	対象地域外
その他	下水道処理区域、指定一般避難所施設

③　インフラ整備状況

本敷地周辺のインフラ整備状況の概要は、次のとおりである。

なお、インフラ整備状況については、本業務を実施する事業者の責任において関係機関への確認が必要となる。

種　別	
電　気	電力会社（電力事業者）
ガ　ス	都市ガス
上水道	前面道路給水管100ミリ
下水道	下水道本管
電話回線・インターネット回線・ ケーブルテレビ	市保育課に確認し、調整すること。

④　地盤状況

市がボーリング調査を実施済であり、資料の閲覧が可能である。

⑤　定員数の設定

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育園部	6人	15人	24人	20人	20人	20人	105人
幼稚園部	―	―	―	5人	5人	5人	15人
合　計	6人	15人	24人	25人	25人	25人	120人

⑥　計画施設の規模等

規　　模	建築面積：900㎡以下　　延べ面積：約1,700㎡以下 階　　数：2階建て
構　　造	鉄骨造、木造、又は鉄筋コンクリート造
耐火性能	耐火構造
建物用途	幼稚園、保育園、子育て支援センター

⑦　施設の整備方針

・　計画敷地は水門川流域整備計画内であるため、浸水対策として調整池を設置する。敷地規模による基準（500m3/ha）能力以上とする。
・　送迎時に混雑する可能性があるため、周辺道路の渋滞対策として、周辺道路に駐停車することのないよう、保護者車両の駐車場や滞留場所、駐輪場を確保し、動線に配慮した計画とする。
・　計画敷地は住宅地に位置するため、周辺の住環境（敷地西側及び南側）に対する騒音等の影響をできるだけ抑えた計画とする。
・　災害時、避難所として機能維持するための設備導入を検討する（ｖｅｈｉｃｌｅ　ｔｏ　ｂｕｉｌｄｉｇ（Ｖ２Ｂ）、マンホールトイレ等）。
・　自然エネルギーを利用した省エネ設備を導入する（太陽光発電設備等）。
・　意匠・構造・設備の総合的観点からランニングコスト、ライフサイクルコストを削減する。
・　ＺＥＢ-Ｒｅａｄｙ以上の省エネ性能基準に適合した施設とする。
・　施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを採用する。
・　あたたかい雰囲気のある意匠となるよう、内装仕上げには、積極的に木質材料を採用する。

⑧　施設配置計画（敷地ゾーニング）

・　施設へのアプローチは、計画敷地（美和町1802番地4）西側の南北道路から出入りする計画とする。
・　園児の登降園時に、保護者の送迎車両による混雑の抑制に配慮し、駐車場敷地内への車両引き込み動線を計画する。
・　維持保全のしやすさを考慮しつつ、園児に親しまれる緑化計画とする。
・　近隣への日影及び騒音対策を考慮した園舎形状及び配置とする。

⑨　施設建築計画

ア　施設の構成（主要な室等）

本施設	1階	0歳児室（乳児室）、1歳児室（ほふく室）、調乳室、沐浴室、2歳児室、3歳未満児用トイレ、職員室、更衣室、職員用トイレ、多目的トイレ、調理室、倉庫、教材室
	2階	遊戯室、倉庫、教材室、個別保育（指導）室、相談室
	1階又は2階	3歳児室（2室）、4歳児室（1室）、5歳児室（1室）、3歳以上児用トイレ、子育て支援センター（1室）
	特記すべき設備	床暖房設備（0歳児室、1歳児室）、エレベーター、太陽光発電

付属施設	園庭、砂場、築山、屋外倉庫（園舎内でも可）、駐車場、駐輪場、安全施設

イ　各室配置計画条件（室ゾーニング）

・　主に南側に向けて開かれた配置が望ましい。夏季の西からの日差し抑制や、民家への視線に配慮するため、西側は比較的閉じた計画とする。

・　保育室及び遊戯室は、外部から直接出入りができる配置とする。

・　職員室は、来園者の確認が容易で、かつ、園庭が見渡せる配置とする。

・　床材は汚れが目立ちにくく、掃除等のメンテナンスが容易な材料とする。

階	室名称	仕様・用途等	参考床面積
1階	0歳児室 （乳児室）、 1歳児室 （ほふく室）	・室内に手洗いを設ける。 ・床面積は、0歳児室（乳児室）及び1歳児室（ほふく室）ともに1人当たり3.3㎡以上の有効面積を確保する。 ・ほふく及び午睡用のスペースを設ける。（兼用可） ・食事を行うのに支障が無い広さとする。 ・布団収納、遊具収納、保育備品用収納を設ける。 ・夏場に直射日光を遮ることができる十分な長さの庇を設けたテラスから、直接出入りできる。	0歳児室： 40㎡程度 1歳児室： 60㎡程度
	調乳室	・調乳用の設備を設ける。 ・0,1歳児室に併設、又は室内に設ける。	計18㎡程度
	沐浴室	・沐浴の設備を設ける。 ・汚物処理設備と汚物入れ置場を設ける。 ・0,1歳児室に併設、又は室内に設ける。	
	2歳児室	・室内に手洗い場を設ける。 ・床面積は1人当たり1.98㎡以上の有効面積を確保する。 ・布団収納・遊具収納・保育備品用収納を設ける。 ・食事及び午睡を行うのに支障が無い広さとする。 ・夏場に直射日光を遮ることができる十分な長さの庇を設けたテラスから、直接出入りできる。	60㎡程度
	3歳未満児用トイレ	・年齢に応じて使用可能な便器及び手洗い場を設ける。 ・汚物処理設備及びシャワー設備を設ける。 ・1歳児の汚物入れ置場を設ける。	25㎡程度
	職員室	・打合せスペースを設ける。 ・手洗い場を設ける。 ・文書を保管する書庫を設ける。 ・医療的ケア及び静養ができ、医薬品等を常備する医務スペースを設ける。 ・園庭が望める。 ・玄関からの来園者に容易に応対できる配置とする。 ・保育士17名の利用とする。	90㎡程度
	職員用トイレ	・大人用洋式便座1つを2室以上配置する。 ・保育中に使用できるよう配置を考慮する。	適宜×2室

		・来客者の使用も考慮する。	
	多目的 トイレ	・オストメイトを設置する。 ・ベビーチェアを設置する。 ・おむつ交換台（大人も使用できるシート）を設置する。	7㎡以上
	更衣室	・男女別に区分（出入口もそれぞれ設置）、又は各々に設置する。	20㎡程度
	調理室	・定員分（0～5歳児）の給食を供給するために必要な広さ及び設備を設ける。 ・調理室との動線を考慮し、効率的に作業できるよう前室、検収室、食品庫、下処理室、ワゴンプール、洗浄室、調理員用トイレ及び休憩室兼更衣室を配置する。 ・調理員は3名とする。 ・ドライ方式とする。 ・食材配給業者が、直接出入りできる配置とする。 ・園児が廊下から調理室内を望める配置とする。	140㎡程度
	倉庫、 教材庫	・3歳未満児の保育室で利用する什器及び教材の一部を収納する。	各室適宜
1階 又は 2階	3歳児室、 4歳児室、 5歳児室	・室内に手洗い場を設ける。 ・床面積は１人当たり1.98㎡以上の有効面積を確保する。 ・布団収納、遊具収納、保育備品用収納を設ける。 ・食事及び午睡を行うのに支障が無い広さとする。 ・夏場に直射日光を遮ることができる十分な長さの庇を設けたテラスから、直接出入りできる。	70㎡程度 ×4室
	3歳以上児 用トイレ	・年齢に応じて使用可能な便器及び手洗い場を設ける。 ・便器には、幼児用仕切り板及び扉を設ける。 ・汚物処理設備及びシャワー設備を設ける。	適宜
	子育て支援 センター	・外部から直接出入りできる。 ・トイレ及び給湯室を併設する。 ・収納庫を設置する。 ・休園時でも、単独で運用できる配置とする。 ・相談室、交流スペース、授乳室を設置する。	70㎡程度
2階	倉庫、 教材庫	・2階の保育室等で利用する什器及び教材の一部を収納する。	各室適宜
	個別保育 (指導)室	・個別保育（指導）室に手洗いを設ける。 ・見守り室を併設し、個別保育（指導）室を観察できる。 ・プライバシーに配慮した計画とする。	50㎡程度
	相談室	・個別保育（指導）室に隣接する。	15㎡程度
	遊戯室	・日影や音に対して、周辺の住環境に配慮した配置とする。 ・ステージを設置する。 ・屋内遊具や備品等を片付けるために、倉庫は隣接し、大型開口部で、荷置きにデッドスペースが生じない計画とする。	240㎡程度

⑩　施設設備計画

建築と設備システムとを整合させ、地域活動拠点としての能力を十分に発揮できるよう最適な環境を提供できる設備計画とする。

電気、衛生、空調等の各設備は、環境に配慮し省エネルギー化を推進するとともに、地震等の大災害発生時には、安全性が確保できる計画とする。

また、技術の進歩や施設の利用方法の変化及び園舎の維持保全に応じて簡易に保守点検・補修・改修ができ、常に経済性と快適性を合わせ持つよう配慮する。

【電気設備計画】

1)　一般事項

ア　電気設備技術基準、その他関連諸法規に準拠する。

イ　原則、国土交通省仕様とする。

ウ　維持管理、保守が容易で更新時の影響を最低限にできるシステム構成とする。

エ　LED照明をはじめとした省エネルギー機器の採用により、エネルギーの消費を抑えた計画とし、環境にやさしく、ライフサイクルコストの低減に配慮した計画とする。

オ　将来の電気機器及び電気容量の増加に備え、受変電設備、配電盤内に電灯、動力ともに予備回路を設置する。

カ　ランニングコスト削減のため、最大需要電力に配慮する。

2)　引込設備

ア　高圧6600V60Hzにて受電する。

イ　設備方式は、屋外型キュービクル式とする。

ウ　引込柱に架空にて引込みし、以降は地中埋設（予備配管含む）にて園舎内に引込みする。

3)　幹線動力設備

ア　キュービクルより各所に設置する分電盤、動力盤に配線する。

イ　電圧降下を考慮し、適切に電源供給をする。

ウ　空調・衛生設備、昇降機等動力負荷に対して適切に電源供給する。

エ　分電盤、動力盤から各機器までの配管配線をする。

オ　電気方式は、電灯用単相3線式AC100-200V60Hz、動力用三相3線式AC200V60HZとする。

カ　配線は、エコケーブルを使用する。

4)　電灯コンセント設備

ア　照明計画は、レイアウト変更に柔軟に対応できる均質な照度を確保する器具配置とし、点灯方式も配線替えなしに容易にレイアウト変更に対応で

きる計画とするとともに、きめ細かい運用により省エネルギー化を図る計画とする。

イ　照明器具、コンセント、配線器具類を設置する。

ウ　照明器具はLED照明を基本とし、空間の快適性を考慮した光源とする。

エ　トイレ等は、人感センサーにより点滅する。

オ　共用部は、リモコンにて点滅とし、複数箇所にてコントロールをする。

5)　防災照明設備

建築基準法及び消防法に準拠し非常用照明と誘導灯を設置する。

6)　構内交換設備（電話設備）

ア　引込柱から地中埋設にて職員室端子盤まで配管を布設する。

イ　端子盤から各電話端子までの配管配線をする。

7)　構内情報通信網設備（LAN設備）

ア　引込柱から地中埋設にて職員室端子盤まで配管を敷設する。

イ　HUB、収納ボックスを設置する。その他の情報機器類は本事業には含まない。

ウ　1階廊下中央、2階廊下中央、遊戯室等に情報コンセントを設置し、職員室等に設置された通信機器からカテゴリ5e以上のLANケーブルを敷設する。

8)　テレビ共同受信設備

ア　ケーブルテレビ（CATV）による引込み及びアンテナ設置を検討する。

イ　各所にテレビユニットを設置し、配管配線をする。

9)　拡声設備（放送設備）

ア　全館放送を目的に一般放送設備を設置する。

イ　放送設備を職員室に設置し、屋外にもスピーカーを設置する。また、園庭でワイヤレスマイクを利用することを想定した放送設備とする。

10）インターホン設備

正面玄関及び未満児用玄関にカメラ付きドアホンを設置し、職員室にモニター付き親機を設置する。

11）呼出設備

ア　多目的トイレ、3歳未満児用トイレに緊急呼出ボタンを設置する。

イ　職員室に緊急呼出表示装置を設置する。

12）音響設備

ア　遊戯室に音響設備を設置できるように配管を敷設する。

イ　音響設備は備品扱いとし、本事業の対象外とする。

13）監視カメラ設備

ア　職員室に監視カメラ設備を設置できるように配管を敷設する。

イ　監視カメラは玄関、園庭、駐車場等に設置し、職員室内のモニターにより一元管理する。

ウ　監視カメラ設備（レコーダー、カメラ等）は備品扱いとし、本事業の対象外とする。

14)　自動火災報知設備

ア　消防法に準拠し、自動火災報知設備を設置する。

イ　職員室に受信機、火災通報装置を設置する。

15)　太陽光発電設備

園舎屋上に太陽光発電設備（定格容量10kW程度）を導入する。

16)　機械警備保障設備

ア　職員室に機械警備保障設備を設置できるように配管を敷設する。

イ　機械警備機器類は備品扱いとし、本事業の対象外とする。

【機械設備計画】

1)　一般事項

ア　省エネルギー、省資源に配慮する。

イ　原則、国土交通省仕様とする。

ウ　機械設備及び調理機器の熱源は、イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる方式とする。

エ　更新・メンテナンスの容易性や経済性等に配慮し、原則、汎用品を使用する。

オ　室内の空気環境に十分留意する。

カ　操作の容易性を確保する。

キ　誤操作を防止できる機能、緊急停止装置・感震装置等により安全性を確保する。

ク　外部（屋上も含む。）に設置する大型設備機器は、振動・騒音対策を講じる。

※　耐震基準は、『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準』の耐震クラス乙類及び『建築設備耐震設計基準・施工指針2014年版』クラスAをともに満足するものとする。

ケ　危険箇所には、危険表示をする。

コ　防虫及び防鼠対策を講じる。

サ　地域に則した凍結防止対策を行う。

2)　換気・空調設備

ア　外気及び室内設計条件

［設計外気条件］建築設備設計基準令和3年版岐阜地域参照

［設計室内条件］空調『有』

夏季： 温度26℃、湿度 50%（成行き） 冬季： 温度22℃、40%（成行き）

イ　主な空調設備は、各室において温度管理が行えるよう個別制御が可能な空調システムとする。また、職員室で集中管理が行える。なお、室内機は、フィルターの洗浄、交換及び取付けが容易に行えるよう自動昇降フィルター装置付きとする。

ウ　調理室は厨房用空冷ＰＡＣ使用とする。

エ　給排気設備ともに防虫対策を行う。

オ　調理エリアの水蒸気及び熱気等の発生する場所においては、十分な容量の強制排気設備を設け、給排気一体型二重フードを設置する。

カ　調理室及び洗浄室に設置する換気設備は、結露対策を施した構造とし、場内の温度・湿度の上昇をできるだけ防ぐように配慮する。

キ　換気ダクトの主系統部分は､断面積が同一で､直角に曲げないようにし、粉塵が留まらない構造とする。

ク　調理系統の外気取入口及び排気出口の主たる位置は、屋上等の周囲に影響の少ない場所に計画する。

ケ　外気を取り込む換気口には、汚染された空気及び昆虫等の流入を防ぐためのフィルター等を備える。なお、フィルター等は、洗浄、交換及び取付けが容易に行える構造とする。

コ　油分を多く含む排気系統には洗浄の容易なグリースフィルターを設ける。

サ　排煙設備は、自然排煙設備（建築工事）にて対応する。

シ　0歳児室、1歳児室に床暖房設備を設置する。

3)　給水設備

水道本管圧力及び水理計算上対応可能であれば､水道直結方式を選択する。

4)　給湯設備

給湯箇所は、調理室、沐浴室、調乳室、3歳未満児用トイレ、3歳以上児用トイレ、手・足洗い場とする。

5)　排水設備

ア　下水道本管に接続する。

イ　厨房系統排水には厨房除害設備（グリストラップ等）を設け、下水道排水基準に適合させる。

6)　ガス設備

イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる方式とする。

7)　衛生器具設備

ア　大便器について、便器はパブリック向け床置床排水防露便器（コーティ

ング）、密結防露タンク（蓋固定）とし、便座は、パブリック向け温水洗浄便座（瞬間式、リモコン便器洗浄、オート便器洗浄、非電池式リモコン、擬音装置）を設置する。

イ　小便器は、壁掛壁排水便器【センサー一体型、自動洗浄（AC100V）】とする。

ウ　洗面台洗面カウンターはボウル一体形、自動水栓式（AC100V）とする。

エ　バリアフリートイレには、大便器、洗面器の他、オスメイト対応器具を設置する。なお、沐浴室には沐浴槽を設置する。

オ　流し台には手動混合水栓を設置する。

カ　手洗いは自動水栓（AC100V）とする。

キ　シャワーユニットは、幼児用シャワーパン及びシャワー付きカラン（給水・給湯供給）を設置する。

ク　汚物流しは、掃除口付床置床排水汚物流しを設置する。

ケ　屋外の緑地帯に散水栓を設置する。

コ　手・足洗い場は、シャワー付きカラン（給水・給湯供給）を設置する。

8)　厨房機器設備

園児120人及び職員を含む約140人分の調理を想定し、本事業の業務範囲は、厨房機器設備の設計及び給排水、ガス供給、空調・換気の設備から厨房エリアまでの配管・配線等の一次側工事までを含み、各厨房機器の購入、設置及び接続工事等の二次側接続工事等は、本事業の対象外とする。

9)　備品類

職員用事務机・椅子、会議机・椅子、園児用机・椅子、園庭・室内保育品類、下足箱、遊戯室舞台幕、家庭電化製品、カーテン・ブラインド類は備品扱いとし、本事業の対象外とする。

⑪　施設構造計画

新園舎は、主に園児や職員が利用し、時には避難所としても利用するため、想定される地震に対して十分な耐震性を有し、避難が完了するまでの十分な時間を確保できる安全性、耐久性を実現する構造とする。

1)　耐震性能目標

地震発生時には、幅広い年代の利用者が避難することが想定され、構造体の耐震安全性はもとより、建築非構造部の耐震安全性についても十分な安全が確保されるよう配慮する必要があるため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号」による耐震安全性の分類を「Ⅱ類」「Ａ類」「乙類」とする建築物として設計する。

2)　構造形式について

十分な耐震性・安全性・信頼性・耐久性を確保し、経済性も含めた総合的な観点で検討を行い、最も適した構造形式を選定する。

【官庁施設に求められる耐震安全性（耐震安全性の分類）】

施設の用途	対象施設	耐震安全性の目標		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	・指定行政機関入居施設 ・指定地方行政ブロック機関入居施設 ・東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定地方行政機関入居施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関入居施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院、消防関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院、消防関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置づけられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類		
多数のものが利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	Ⅲ類	B類	乙類

【耐震安全性の目標】

部位	耐震安全性の分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類 (1.5)	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類 (1.25)	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類 (1.0)	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の体力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※　構造体における耐震安全性の分類について括弧内の数値は重要度係数を示す

⑫　省エネルギー計画

エネルギーの使用を削減する省エネルギーの推進や太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入し、「ＺＥＢ−Ｒｅａｄｙ」以上の省エネ基準を達成する。また、環境に配慮した経済的かつ耐久性の高い資材や設備等を有効に使用した省資源、省エネルギーな施設を目指す。

1)　園舎全体の高断熱化
2)　太陽光発電設備の導入
3)　園舎のバルコニー、窓庇等による日射遮蔽の検討
4)　高木植樹による西日の遮蔽検討
5)　自然エネルギーの利用検討

⑬　屋外配置計画

1)　園庭

- 園児の運動能力の向上及び遊びの提供ができる遊具を配置した園庭を提案する。なお、遊具の購入及び設置は本事業の対象外とする。
- 3歳未満児用と3歳以上児用の砂場を別々に設ける。
- 砂場には収納可能な日除け等の設置を想定する。なお、収納可能な日除け等の購入及び設置は本事業の対象外とする。
- 築山を設置する。
- 適度に日陰を取り入れる。
- 保育室から園庭に直接出入りが可能で、相互に活動が見えるように配慮する。
- プールを園庭に設置する場合は、園庭を広く使うことができるようにFRP製の組立式とし、設置場所の近くに温水シャワーを整備する。また、プールの大きさは幼児25人以上の同時利用を想定し、保管場所や運搬する動線も考慮する。なお、FRP製の組立式プールは備品扱いとし、本事業の対象外とする。
- 風雨により園庭の砂や土が敷地外に流れないよう、土止め等を設ける。
- ピロティを設け、砂場を配置するなど雨天時にも遊べるスペースを検討する。

2)　倉庫

屋外備品(運動会等の行事用具、組立式プール、遊具備品、テント等)の保管用として適宜倉庫を設ける。ただし、新園舎内に園舎からも園庭からも出入りできる土間倉庫を設けるなど、園庭にむやみに倉庫を設置しないよう工夫する。

3)　駐車場・駐輪場

・　駐車場は、敷地内に24台以上の駐車区画を設ける。

・　駐輪場は屋根付きとし、園舎玄関近くに6台以上のスペースを設ける。

⑭　外構整備

1)　防犯対策の強化に係る整備

・　令和8年2月末までに、建設敷地内の西側の樹木等の撤去及び敷地境界の囲障（生垣）等を取り壊し、「就学前教育・保育施設整備交付金」の交付対象となる門やフェンスの設置・改修を実施する。

2)　工作物解体、駐車場計画

・　新園舎の建設により既設の小学校用駐車場が減少するため、建設地北側の工作物（藤棚・池・タイヤ遊具、シャッター付倉庫、モニュメント等）を撤去し、小学校用の駐車場として12台以上の駐車区画を整備する。なお、建設地北側の撤去物について、復旧や移設は行わない。また、工事期間中は緊急車両用の通路としても利用する。

・　グラウンドの園建設範囲にある相撲場や樹木等の撤去を行う。

3)　グラウンド仮設計画

・　小学校グラウンドの既設トラックを工事期間中も利用できるよう工事開始までに仮移設する。工事終了後は、発注者の指示する場所にトラックを移設し、工事前と同程度まで復旧する。

・　小学校グラウンドに作業ヤードを設ける際は、運動会などの学校行事にできる限り支障がない計画とする。

・　作業ヤードとして利用した範囲のグラウンド補修復旧を行う。

・　園建設範囲にある小学校グラウンド用散水設備を撤去する。ただし、小学校グラウンドで引き続き散水設備が使用できるよう調整する。

⑮　その他条件

1)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号)及び岐阜県幼保連携型認定こども園の学級編成､職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１０月１５日条例第６３号）の規定に基づき計画する。

2)　建築基準法、消防法、都市計画法等の関連法令を遵守する。

3)　水害危険情報図による浸水深を踏まえた敷地の盛土造成の設計。

※　地盤高（1階床面高）は、水門川L1以上を想定

4)　「大垣市緑を育み生かす条例」に適合した緑化計画の設計。

四季の変化を楽しめ、五感を使って遊べるよう、実がなり、色づく樹木を整備し、遊びの中で生命の尊さ等を学べるよう、身近に植物や虫と触れ合うことができる環境とする。

5)　水門川流域整備計画アクションプランに基づいた調整池の設計。

※　美和町1802番地4（約220㎡）と美和町1871番の一部（約2,650㎡）の約2,870㎡が対象

6)　都市計画法34条の2（開発協議）に該当する計画の場合は、施工着手前までに、必要な手続きを行うこと。

⑵　適用法令等

①　適用法令

本事業の実施に当たっては、次の法令、関連施行令、施行規則、条例、規則、要項等を遵守すること。なお、次に記載がなくても、本事業を実施するに当たり適用される関係法令、関係条例等がある場合は、遵守すること。

- 民法（明治29年法律第89号）
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 学校給食法（昭29年法律第160号）
- 学校保健安全法（昭33年法律第56号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- 景観法（平成16年法律第110号）
- 水道法（昭和32年法律第177号）
- 下水道法（昭和33年法律第79号）
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- 道路法（昭和27年法律第180号）
- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 電気事業法（昭和35年法律第170号）
- 電波法（昭和25年法律第131号）
- ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

・　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
・　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第18号）
・　公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
・　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
・　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
・　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
・　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
・　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
・　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
・　悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
・　消防法（昭和23年法律第186号）
・　騒音規制法（昭和43年法律第98号）
・　振動規制法（昭和51年法律第64号）
・　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
・　警備業法（昭和47年法律第117号）
・　食品衛生法（昭和22年法律第233号）
・　食育基本法（平成17年法律第63号）
・　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
・　健康増進法（平成14年法律第103号）
・　労働基準法（昭和22年法律第49号）
・　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
・　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
・　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
・　児童福祉法（昭和22年法律第164号）
・　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
・　建築士法（昭和25年法律第202号）
・　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）
・　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
・　保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
・　岐阜県建築基準条例
・　岐阜県福祉のまちづくり条例
・　岐阜県埋め立て等の規制に関する条例
・　大垣市子育て支援条例
・　大垣市立保育所設置条例
・　大垣市緑を育み生かす条例
・　大垣市景観条例
・　その他関係する法令等

② 適用基準・指針等

本事業の実施に当たっては、以下の基準等を遵守又は必要に応じて参照すること。また、基準等について、改訂等がなされた場合は最新版に従うこと。以下に記載がない仕様書、基準等においても発注者が必要と判断する場合は、これを遵守すること。

- 大垣市未来ビジョン
- 大垣市こども未来計画
- 駐車場設計・施工指針
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 公共建築設計業務委託共通仕様書
- 建築工事監理業務委託共通仕様書
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備設計計算書作成の手引
- 建築構造設計基準
- 構内舗装・排水設計基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 建築工事監理指針
- 建築改修工事監理指針
- 電気設備工事監理指針
- 機械設備工事監理指針
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び飛散漏洩防止対策徹底マニュアル
- 改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 遊具の安全に関する規準
- 大量調理施設衛生管理マニュアル

・　岐阜県建設発生土管理基準
・　岐阜県水門川流域整備計画
・　水門川流域整備計画アクションプラン
・　大垣市積算指針
・　公共建築工事積算基準等の運用（大垣市都市計画部建築課）
・　工事請負契約約款（設計・施工一括）
・　その他関連要綱・各種基準等

※　上記法令等については、最新版を適用すること。

⑶　貸与品等

名　称	種　別
①　地質調査業務　成果品一式	①　製本
②　現況簡易測量調査業務　成果品一式	②　PDFデータ
・　現況測量図(美和町1801番地の一部)	
・　高さ測量図(美和町1801番地の一部)	
・　確定測量図(美和町1802番地4)	
③　南小学校配置図・外構図	③　JWCADデータ

貸与場所・時期　：　保育課・提案資格確認後

返却場所・時期　：　保育課・業務完了後

３　事業実施に係る要求水準

⑴　共通事項

①　受注者の役割

1)　受注者は、本書の趣旨及び内容を十分に理解し、受注者の責任者として適正に本事業を遂行できる統括責任者を配置し、発注者が本事業の履行を監督する者として定めた職員（以下「監督職員等」という。）の承諾を得ること。なお、統括責任者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。

2)　統括責任者は、監督職員等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理者、現場代理人、監理技術者（共同企業体で施工を行う場合は、主任技術者を含む。）（以下「各業務管理技術者等」という。）を統括し、設計業務から事業完了まで本事業の推進と相互調整について責任をもって担うこと。

3)　統括責任者の下に、設計業務管理技術者、各設計業務主任技術者、工事監理者、各工事監理業務主任技術者、現場代理人、監理技術者（共同企業体で施工を行う場合は、主任技術者を含む。）、各工事施工主任担当技術者を配置すること。

なお、配置する各業務管理技術者等については、事業契約締結後、速やかに資格や実績等に関する資料を監督職員等に提示し、承諾を得ること。

4)　各業務管理技術者等のうち、設計業務管理技術者と工事監理者・現場代理人と監理技術者については、それぞれ兼任することができる。

5)　業務の期間中に統括責任者以下の各担当者について、発注者が不適当とみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。

6)　統括責任者及び各業務管理技術者等の変更は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情でやむを得ないとして発注者が認める場合を除き、変更を認めない。

②　監督職員等の役割

監督職員等の指示に従い、円滑に業務を遂行すること。監督職員等の有する権限は、工事請負契約約款（設計・施工一括）第9条のとおりである。

③　関係官公署等への届出手続

本事業に必要な関係官公署、その他関係機関（民間を含む。）への協議、報告、開発行為の許可や建築確認申請等の各種許認可申請業務及び手続を行うこと。関係官公署等への届出手続に当たっては、届出内容等についてあらかじめ監督職員等に報告し、承諾を受けること。

関係官公署等への届出手続に必要な費用（計画通知及び構造計算適合性判定、省エネ適合性判定、中間検査、完了検査等に係る手数料等を含む。）は、受注者の負担とする。

新園舎へのインフラ（電力・給水・ガス・弱電等）の引込みに関する負担金は、受注者が負担する。

受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、協議記録を作成し、速やかに

監督職員等に提出すること。

④　打合せ及び記録

受注者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、監督職員等と綿密に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。また、監督職員等と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、速やかに監督職員等の確認を受けること。

受注者は、監督職員等から進捗状態等の報告を求められた場合は、速やかに応じること。

⑤　各段階における履行確認

1)　受注者は契約締結後、速やかに要求水準書及び技術提案書類（以下「技術提案書等」という。）をまとめた技術提案書等実施計画書を作成し、監督職員等に提出すること。

2)　技術提案書等実施計画書には、入札時の具体的評価項目ごとに技術提案書等の内容の確認方法、確認時期及び確認者その他必要な事項を記載すること。

3)　受注者は適宜、技術提案書等実施計画書に基づき、確認者自ら技術提案書等についての履行確認を実施し、その結果を発注者へ報告すること。

4)　発注者は、技術提案書等の内容に適合しているか否かについて定期的な確認を行う。その上で、施工状況の確認を行い、その結果、当該内容に適合しない場合には改善を求めることができる。

⑥　検査

1)　予定工程表等

受注者は、契約締結後14日以内に技術提案書等に基づいて、請負代金内訳書及び本件設計と本件工事の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出すること。

なお、提出した予定工程表を変更する必要が生じた場合は、監督職員等に報告するとともに、本事業に支障がないよう適切な措置を講じること。

2)　提出書類

受注者は、関係書類を遅滞なく提出すること（添付資料7「受注者が提出する書類」）。その場合、提出する部数は、監督職員等の指示によるものとする。発注者で様式を指定していないものは、受注者において様式を定め、監督職員等の確認を受けること。

3)　完成検査等

ア　受注者は、設計のすべて又は全体工程表に示した、先行して施工する部分の設計が完了したときは、その設計成果物を発注者に提出し、発注者による施工の承諾を受理した後に、その施工を開始すること。

イ　受注者は、検査担当課の検査員（以下「検査員」という。）による随時検査（施工工程において特に検査が必要であると認めたときに行う検査）及び部分完成検査又は出来高検査を受検し、合格すること。

ウ　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年　度	支払限度額
令和7年度	50,000,000円
令和8年度	110,000,000円
令和9年度	830,000,000円

⑵　設計業務に係る要求水準

①　設計業務に関する留意事項

設計業務は、基本設計、実施設計及びその関連業務を実施し、発注者が要求する施設機能等を高い精度で計画に盛り込み、満足度の高い施設にする。

受注者は、設計業務着手前に、本整備事業の特性を踏まえた「設計業務方針書」を作成し、監督職員等の承諾を受けること。

発注者及び受注者は、設計業務を実施するにあたり、本書のほか、工事請負契約約款（設計・施工一括）を準拠し履行すること。

1)　受注者は、設計業務管理技術者、設計業務に係る建築担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者（以下「設計業務管理技術者等」という。）配置にあたって、事業契約締結後、速やかに資格や実績等に関する資料を監督職員等に提出し、承諾を得ること。

2)　設計業務管理技術者等の資格要件は次による。

・設計業務管理技術者、建築担当主任技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

・構造担当主任技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士

・電気設備担当主任技術者・機械設備担当主任技術者

設備設計一級建築士、建築設備士又は岐阜県建築設備設計事務所登録要綱第３条第１項第二号の規定に適合する者

3)　受注者は、設計業務の遂行に当たり発注者等と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認する。

4)　設計業務の進捗管理は、受注者の責任において実施する。

5)　受注者は、発注者等に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告する。

6)　発注者は、設計業務の進捗状況及び内容について随時、確認できる。

7)　受注者は、計画通知のほか各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を発注者等に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の原本及び写しを発注者に提出する。

8)　受注者は、設計業務完了後、速やかに実施設計完了届を提出する。

9)　受注者は、実施設計完了後、監督職員用に実施設計図を5部製本（A3版二つ折り）し、監督職員に提出する。

②　整備対象施設の基本設計

技術提案書等を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設

備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して成果図書を作成するために必要な業務を行う。

1)　受注者は、業務契約締結後、設計・施工上の必要な事前調査業務等を行う。

2)　関連する法令、制度及び制約条件を調査し、必要に応じて所管の行政庁等からの情報収集や行政庁との協議、調整を行い、設計業務に反映させること。

3)　国土交通省告示第8号別添一の基本設計に係る「標準業務」に基づき実施すること。なお、基本設計業務を行うにあたり、下表の内容も検討すること。

4)　基本設計の成果品は、添付資料3「基本設計業務に係る成果品」による。

【新園舎】

	検　討　内　容
ア	施設整備の基本的な考え方への対応
イ	動線と管理区分計画
ウ	建物のイメージ図（外・内）
エ	建築内外装のトータルデザイン・マテリアル計画
オ	配置計画・敷地内の動線計画（車両動線計画含む）
カ	駐車台数の検討
キ	景観計画、外構計画（園庭、駐車場、プール、植栽、安全施設）
ク	構内排水計画（調整池計画含む）
ケ	平面、断面、仕上げ計画、シックハウス対策（比較検討）
コ	面積表
サ	構造計画
シ	イニシャルコスト縮減・ランニングコスト削減計画
ス	バリアフリーとユニバーサルデザインの採用計画
セ	エネルギーの採用計画
ソ	省エネルギー、環境配慮設計等に関する考え方（ZEB比較検討）
タ	防災対策の考え方
チ	上水・下水・電気等の引き込み計画
ツ	シ、ス、セ、ソ、タ、チの検討を基にした電気設備計画
テ	シ、ス、セ、ソ、タ、チの検討を基にした機械設備計画
ト	関係法令のチェックシート及び関係機関との協議書
ナ	その他発注者の指示するもの

【既設南小学校の外構整備】

	検　討　内　容
ア	駐車場計画（排水、舗装、高低、植栽）
イ	車両動線計画
ウ	駐車台数の検討書
エ	既設グラウンドのトラック移設計画

オ	既設グラウンドの散水施設の一部撤去計画
カ	その他発注者の指示するもの

【概算工事費の算出】

	検　討　内　容
ア	工種ごとの積算数量計算書と集計表
イ	基本設計が固まり次第、概算工事費の算出

【工事仮設計画・工事手順計画】

	検　討　内　容
ア	工事仮設計画を作成
イ	工事手順計画を作成

③　整備対象施設の実施設計

要求水準の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるよう基本設計に基づいて設計意図をより詳細に具体化し、その結果として成果図書を作成するために必要な業務を行う。

1)　実施設計業務成果品については、添付資料4「実施設計業務に係る成果品」による。

2)　国土交通省告示第8号別添一の実施設計に係る「標準業務」に基づき実施すること。

3)　実施設計業務を行うにあたり、上記2）のほか、以下の内容についても実施すること。

【新園舎】

	検　討　内　容
ア	施設整備の基本的な考え方の確認
イ	動線と管理区分計画の確認
ウ	建物のイメージ図（外・内）
エ	建築内外装のトータルデザイン・マテリアル計画の詳細検討
オ	配置計画・敷地内の動線計画の詳細検討（車両動線計画含む）
カ	駐車台数の確定
キ	景観計画、外構計画の詳細検討（駐車場、プール、植栽、安全施設）
ク	構内排水計画の詳細検討（調整池計画含む）
ケ	平面、断面、仕上げ計画、シックハウス対策の詳細検討
コ	面積表の確定
サ	構造計画の詳細検討
シ	イニシャルコスト縮減・ランニングコスト削減計画の詳細検討
ス	バリアフリーとユニバーサルデザインの採用計画の詳細検討

セ	エネルギーの採用計画の詳細検討
ソ	省エネルギー、環境配慮設計等に関する考え方の確認
タ	防災対策の考え方の確認
チ	上水・下水・電気等の引き込み計画の確認
ツ	シ、ス、セ、ソ、タ、チの検討を基にした電気設備計画
テ	シ、ス、セ、ソ、タ、チの検討を基にした機械設備計画
ト	関係法令のチェックシート及び関係機関との協議書
ナ	その他発注者の指示するもの

【工事費の算出】

	検　討　内　容
ア	実施設計が固まり次第、工事費を算出
イ	内訳書は、市指定のエクセルファイルで作成

【工事仮設計画・工事手順計画】

	検　討　内　容
ア	工事仮設計画を作成
イ	工事手順計画を作成

④　設計定例会議

1)　発注者と受注者は、原則として月に１回、設計内容やスケジュール等の調整を目的として定例会議を行う。

2)　受注者は、会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について、その都度、書面（打合せ記録書等）に記録し、記録は出席者間で相互に確認したものを保管する。

　なお、資料は、前日正午までに参加者に事前配布する。また、工事費の見直しが必要な項目に当たっては、単価の根拠となる資料を添付する。

3)　会議会場は、発注者が用意する。

⑤　成果品の管理及び帰属

1)　設計業務における成果品の様式及び書式については、事前に発注者等との協議により承諾を得ること。成果品については添付資料3「基本設計業務に係る成果品」及び添付資料4「実施設計業務に係る成果品」を参照すること。

2)　成果品は、全て発注者に帰属し、その管理は発注者が行う。

　なお、受注者が本業務に係る成果品又は計画の一部を第三者に公表する場合は、発注者と協議により承諾を得なければならない。また、成果品に関する著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第17条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡すること。

⑥　関連業務との調整

受注者は、設計業務期間中、監督職員等の指示の下、関連業務を行う担当者との調整を行い、技術提案書等の意図を踏まえた設計図書を作成するよう留意すること。

⑦　検査

受注者は、現場着工予定日の10日前までに、添付資料4「実施設計業務に係る成果品」を提出し、10日以内に検査担当課の検査員による検査を受検し、合格すること。

⑧　工程表及び内訳書

受注者は、設計に関する検査に合格後、要求水準書並びに当該検査に合格した設計図書に基づいた本件工事の工程表及び内訳書を作成し、発注者に提出すること。

⑶　工事監理業務に係る要求水準

工事監理業務は、設計の内容が工事施工に反映されていることの確認、契約工期に基づく予定工程管理、設計品質を実現する品質管理、必要な設計変更内容の工事への反映をするとともに、監督職員等、実施設計者、工事施工者等との連絡調整を行い、本事業の目的や発注者の要望を実現することを目的とする。

なお、工事監理業務を実施するにあたり、本書のほか、工事請負契約約款（設計・施工一括）を準拠し履行すること。

①　工事監理業務

1)　受注者は、工事監理者、工事監理業務に係る建築担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者（以下「工事監理者等」という。）の配置にあたり、事業契約締結後、速やかに資格や実績等に関する資料を監督職員等に提出し、承諾を得ること。

2)　工事監理者等の資格要件は次による。

- 工事監理者、建築担当主任技術者
  建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- 構造担当主任技術者
  建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士
- 電気設備担当主任技術者・機械設備担当主任技術者
  設備設計一級建築士、建築設備士又は岐阜県建築設備設計事務所登録要綱第３条第１項第二号の規定に適合する者

3)　工事監理者等は、工事着手前に監督職員等と十分に協議した工事監理業務方針書を作成し、適用法令等、建築工事監理指針、適用基準等に基づいて工事監理業務を実施すること。

4)　工事監理者等は、施工者との協議・指示事項等について、原則として書面をもって行うこと。

5)　工事監理者等は、施工業務を管理する現場代理人及び監理技術者とはそれぞれの職責を担う立場として独立し、適切な工事監理業務を実施すること。

② 施工段階における変更等の手続

1) 工事監理者等は、施工段階での各種行政手続、申請手続に関する関係機関との協議や実際の手続を実施し、設計者とともに滞りなく行うこと。

2) 工事監理者等は、施工段階で発生した変更事項について実施設計者とともに性能、コスト及び工期を検証し、要求水準の内容に不一致の懸念が認められる場合は、監督職員等と協議すること。

③ 主な業務内容

1) 業務内容は、法定の工事監理業務、国土交通省告示第8号の工事監理に関する業務及び契約に定めた工事監理業務とする。

2) 工事監理者等は、工事着手前に施工者の作成する工程表、施工関係の書類等を確認するとともに、遅滞なく必要な届出手続等が行われていることを確認すること。

3) 工事監理者等は、工事着手前に施工者の作成する施工計画書、施工要領書、総合図、施工図、製作図等により、実施設計で求める機能、性能及び品質が確保されているか、並びに適用する図書等が遵守されているか確認すること。

また、施工の各段階において、使用資材の確認や施工状況の確認、施工試験、材料試験の立会・出来形の検査等を行うこと。

4) 工事監理者等は、工程会議を円滑に行えるよう実施設計者や施工者を支援すること。

5) 工事監理者等は、工事監理状況を「連絡調整会議録」により会議後その都度、「工事監理報告書」により毎月末締めでの進捗状況等を速やかに監督職員等へ報告し、必要に応じて随時、報告も行うこと。

なお、報告書の様式や内容等は事前に監督職員等の確認・承諾を得ること。

6) 工事監理者等は、添付資料7「受注者が提出する書類」の工事監理業務に関する書類を工事施工着手前、工事施工時等、適時、監督職員等に提出し、承諾を得ること。

なお、提出時期は、監督職員等の指示に従うこと。

7) 工事監理業務の成果品として、添付資料5「工事監理業務に係る成果品」を工事施工中に提出すること。また、工事完成時には、改めて成果品をまとめて提出すること。

8) 工事監理者等は、添付資料6「施工業務に係る成果品」について、成果物の最終確認を行うこと。

④ 工事監理業務の留意事項

1) 工事監理者等は、あくまでも第三者の立場・視点に立って業務を遂行すること。

2) 工事監理者等は、実施設計図書に加えて、要求水準書・基本設計図書に記載された内容も熟知した上で、QCDSE（品質・コスト・工期・安全・環境）に留意して業務を実施すること。

⑷　施工業務に係る要求水準

工事施工においては、実施設計図書に基づき、発注者の要求する品質基準を確実に反映させるとともに、適切な工事監理のもと、安全管理を徹底し、工期内での確実な完成及び引渡しを行い、不具合のない高品質な施設を実現することを目的とする。

なお、施工業務を実施するにあたり、本書のほか、工事請負契約約款（設計・施工一括）を準拠し履行すること。

①　整備対象施設の工事

1)　受注者は、現場代理人、監理技術者（共同企業体で施工を行う場合は主任技術者を含む。）、施工業務に係る建築担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者の配置に当たって、契約締結後速やかに資格や実績等に関する資料を監督職員等に提出し、承諾を得ること。

2)　受注者は、適用法令、適用基準等を遵守し、技術提案書等及び実施設計業務で作成した実施設計図書に従って、前出の業務内容（法令手続き業務も含む）、スケジュール等のとおり新園舎の工事施工を実施し、所定の検査等を受け、引渡しを行うこと。

3)　整備対象施設の工事は次のとおりである。

整備対象施設	工事内容
新園舎	建築、電気設備、衛生設備、空調設備、
新園舎の外構	園庭、排水、植栽、駐車場、安全施設、調整池
既設南小学校の外構	工作物解体、駐車場整備、植栽、排水、散水設備一部撤去、グラウンド復旧
付帯工事	上記に関連する付帯工事

※　新園舎の整備に先行し、工事過程で支障となるインフラ設備工事も実施すること。

4)　受注者は、工事監理業務とともに施工期間中、関係者との連絡調整に努め、各業務が円滑に実施できるように協力すること。

5)　受注者は、発注者の求めに応じて、随時、施工状況に関する説明を行い、基本設計及び実施設計の意図が適正に施工内容に反映されるよう留意すること。

6)　受注者は、工程等について協議・検討するため、原則、毎月１回以上、監督職員等その他関係者の立会いの下、工程会議を主催すること。

②　施工業務の留意事項

1）一般的事項

事項		留意点
1	適用基準	本工事は、次の基準を適用する。 ・　旧四会連合協定工事請負契約約款に適合した建築工事共通仕様書（公共建築協会） ・　公共建築工事標準仕様書 ・　建築工事監理指針 ・　工事写真撮影ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ建築工事編

		・　建築工事標準図 ※　建築・電気設備・機械設備工事ごと
2	週休2日制工事	本工事は、週休2日制工事とする。 ※　市発注の週休2日制工事要領
3	事前調査	本工事施工前に現況調査を十分に行うこと。なお、不明な点は監督職員との協議による。
4	工程及び搬入方法	工事の工程及び機器等の搬出入方法は、監督職員及び施設管理者との協議のうえ、施設の運営に支障のないように進めること。
5	官公署等への手続き	工事の完成に必要な官公署等への手続きは、費用を含め受注者の責任において行うこと。
6	安全管理	・　受注者は、災害公害及び危険防止のため、関係法規の定めるところに従い十分な策を講じ施工すること。なお、必要があれば適切に足場、仮囲い、養生等を行うこと。 ・　工事中発生した公害及び近隣からの苦情に対しては、施工者の責任において対処する。 ・　工事中は必要に応じて交通誘導員を置き、他への安全に期する。 ・　車両の出入りに際しては、土落とし等の対策を行う等、周辺道路の汚損等が無いような対策をとること。汚損した場合は、直ちに清掃、修復を行うこと。
7	保険等	第三者に損害を与えた場合及び工事目的物、工事材料に損害を被った場合の保証を目的とする損害保険、建設工事保険等に加入すること。
8	使用材料 工法	・　使用材料の選定に当たっては、環境に優しい材料及びﾘｻｲｸﾙ商品（ｸﾞﾘｰﾝ購入法）、ｴｺﾏｰｸ製品の使用、環境負荷を軽減する工法を考慮すること。 ・　本工事に使用する建築材料等は、本図書に規定するもの、又はこれらと同等のものとし、その場合は監督職員等の承諾を受けること。 ・　建築工事共通仕様書又は建築改修工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品指定工法による。
9	施工計画	工事に先立ち、関係者と打ち合わせを行い、各種施工計画を立案すること。
10	隠蔽部の検査	埋戻し､ｺﾝｸﾘｰﾄ打設及び内外装の仕上げ等により工事部分が隠蔽となる部分については､監督職員等の立ち会い・検査を受けること。また、立会い・検査が困難な場合は、承諾を受けた後、施工前・施工中・施工後を写真等で確認できるよう

		にすること。
11	廃棄物の処分	解体及び解体材の処分にあたっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）（以下「建設ﾘｻｲｸﾙ法」という。）に準じ、分別解体、再資源化を図ること。 　また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により収集･運搬・最終処分等、担当責任者別に受託契約書を締結し、その写し、処分状況報告書(記録写真、処分書類等）及びCOBRISを提出すること。
12	再資源化	建設ﾘｻｲｸﾙ法の規定が及ばない資材についても、同法の規定に準じて分別解体、再資源化に努めること。
13	建設発生土の処理方法	場外指定場所に搬出し処分する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入れを証明する資料を提出すること。
14	引き渡し	工事完成による引き渡しに当たっては、受注者は社内検査を行い、合格後、諸官公署、建築主の竣工検査を受け、必要書類、物品とともに引き渡し、その後の適正な運用に協力する。
15	品質確保	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
16	ｼｯｸﾊｳｽ対策	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びVOCを発生させる又は含む材料をやむを得ず使用する場合は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞについてはF☆☆☆☆、その他VOCについては出来る限り低含有量のものを使用すること。また、施工完了後に揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、文部科学省が定める指針値以下であることを確認し、報告すること。 【測定項目】ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ、ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ 【測定箇所】全居室 【測定方法】試料採取方法、分析方法 ﾊﾟｯｼﾌﾞ型（24時間）とする
17	中間検査	中間検査の実施は、「大垣市中間検査要綱」に基づき実施するもの。なお、中間検査は、給付の対象としない。
18	家屋調査	・　家屋調査は、用地調査等業務共通仕様書（岐阜県）を準用して実施すること。 ・　家屋調査は、次のいずれかの資格を有する者が行う。 ①　補償業務管理士（事業損失部門） ②　家屋調査業務に関し、7年以上の実務経験を有する者

		③　発注者が上記①、②の者と同等の知識及び能力を有する者と認めた者
19	電波障害対策	工事中の仮設物による電波障害対策工事が必要となった場合は、受注者の責任において速やかに実施すること。
20	その他	・　「建設業退職者共済制度」に加入し、加入の標識を工事場所に掲示すること。 ・　工事実績情報システム（CORINS）に登録すること。 ※　登録前に監督職員等の確認要 ・　本工事の下請業務及び建設資材等の購入において市内業者を活用するように努めること。 ・　各仕様書にない工事関係様式については岐阜県建設工事共通仕様書に準拠すること。 ・　工事表示板(900×1200　ﾄﾀﾝにｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ貼り)を設置する。 ・　受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等については、工事請負契約約款（設計・施工一括）の規定による。 ・　受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 ・　本工事は、大垣市ﾜﾝﾃﾞｰﾚｽﾎﾟﾝｽ実施要領に基づくﾜﾝﾃﾞｰﾚｽﾎﾟﾝｽ実施対象工事とする。 ・　本工事は、「建設現場の週休2日」の普及及び浸透に向けて、週休2日制工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努めること。 ・　「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取組むものとする。なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。 ・　休工とは、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く） ・　再生資源利用（促進）計画書（現場掲示様式）を、工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、同計画をインターネットに公表するように努めること。 ・　接続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の普及啓発を図るため、受注者は可能な限り工事看板等にＳＤＧｓのアイコン等の掲示を行うこと。なお、掲示するアイコン等は工事の内容によるもの又は受注者の自らの取組みによるものとする。 ・　工事期間内は、美観確保のため適宜、工事区域内の清掃

		等を行い、区域内を良好に維持管理するとともに、周辺地域の環境保全に努めること。 ・　受注者は、関係法令及び大垣市個人情報保護法施行条例の規定により、情報の保護及び管理のための必要な措置を講ずる義務が課せられる。

2)　非構造部材の耐震対策

大地震時においても安全な居室空間や避難経路を確保するために、天井材等の内装材、外装材、照明器具、家具等の非構造部材の破損・脱落・転倒について、必要な対策を講ずること。

3)　工程計画

ア　受注者は、実施設計完了届提出後、速やかに着工届、施工業務工程表その他必要な書類を発注者に提出するとともに、速やかに工事施工に着手すること。

イ　新園舎の完成後、建築基準法第１８条第１７項に規定する検査を受け、検査済証を取得すること。

4)　書類の提出・常備

ア　受注者は、添付資料7「受注者が提出する書類」に掲げる書類のうち、施工に係る書類を工事着手前の適切な時期に監督職員等に提出し、承諾を得ること。提出時期については、監督職員等の指示に従うこと。なお、各工事書類の成果品は、添付資料6「施工業務に係る成果品」のとおりファイリングし、工事監理者の確認後、検査員の検査を受検し、合格すること。

イ　施工計画に関する書類は、工事監理者の承諾を得たものを工事監理者が監督職員等に提出すること。

ウ　工事関係図書、工事記録書等は、適宜、工事現場に常備し、監督職員等の求めに応じて提示できるように整理しておくこと。

5)　進捗状況の報告と確認への対応

受注者は、工事の進捗状況を毎月報告（工事進捗報告書（月報））するほか、発注者が要請したときは、施工の説明や報告を行うこと。

6)　施工中、完成時、引渡し時及び事業完了時

ア　受注者は、施工中、完成時、引渡し時及び事業完了時には、工事記録等を整備し、監督職員等の確認を受けること。

なお、書類の提出については、監督職員等に確認して提出すること。

イ　受注者は、各種試運転確認や完成自主検査、工事監理者検査を行った上で監督職員等による下検査を受けることとし、各種測定、竣工写真撮影等を終えて、滞りなく引渡しを終えること。

ウ　受注者は、前述の各種試運転とは別に、発注者が指定する施設管理者等に各種機器・器具の取扱い説明を行うこと。

7)　契約不適合に関する点検

ア　受注者は、工事引渡後1年時点及び2年時点で、自ら企画して発注者及び監督職員の立会いを求め、工事全般について瑕疵及び損耗に関する点検を実施すること。なお、点検の時期・方法・内容等の詳細は、工事目的物の引渡しまでに発注者の承諾を得ること。

イ　点検の結果、施工上の契約不適合が確認された場合、受注者の責任及び費用により、当該不適合箇所を補修すること。

ウ　点検に必要な費用は、全て受注者の負担とする。

③　近隣への配慮

1)　工事着手に際し、近隣関係者へ説明を実施すること。監督職員等の指示に従い資料作成や設営等に協力すること。また、近隣関係者から説明会の開催要望が出た場合は、これに対応すること。

なお、当該説明及び説明会に係る費用は、受注者の負担とする。

2)　工事施工に起因して発生が予想される騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生又は交通渋滞その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、影響を受ける範囲（影響を受ける範囲は監督職員等と協議の上、定める。）について十分に配慮すること。

なお、必要に応じて、事前にポスティングや掲示、回覧等を用いて工事の予定や環境への影響について周知させること。

3)　施工方法、工程計画は、近隣及び工事に際し、影響がある関係者に対して事前に周知すること。

4)　施工中の近隣対応を適切に行い、その内容及び結果を速やかに監督職員等に報告すること。

なお、近隣対応に係る費用は、原則として受注者の負担とする。

5)　近隣への対応は、近隣からの連絡窓口となる担当者を受注者側で一本化し、工事の着手から完成まで対応すること。

④　緊急時の対応

本工事において破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合には直ちに適切な措置を講じるとともに、関係機関と連絡・調整を行い、速やかに発注者に連絡すること。

⑤　南海トラフ地震に対する対応

工事期間中、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物、仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行う等、有事に際しての備えを行うこと。

⑥　変更契約業務に係る資料作成の支援

受注者は、発注者が実施する本工事についての変更契約の手続に伴う資料作成等（議会への資料等を含む。）に関して支援すること。

⑦　費用に関する特記事項

1)　本工事の工事着手から引渡しまでの工事範囲部分の電気、上下水道、ガス・通信等の使用料金（基本料金を含む。）並びにそれらの引込申請料は、全て受注者の負担とする。

2)　公租公課が発生した場合は、全て受注者の負担とする。

⑧　検査・引渡し

1)　完成検査等

受注者は、施工の完成後、各法令に基づく完成検査受験するとともに、発注者に工事完成届を提出し、14日以内に検査員による完成検査を受検し、合格すること。

2)　引渡し又は部分引渡し

受注者は、完成検査又は部分完成検査に合格したときは、速やかに工事目的物を引き渡さなければならない。引渡しに際し、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うこと。

なお、全ての事業完了後も1年間は発注者の求めに応じ、園舎内各設備等の調整を行うこと。

⑨　検査及び監査等への協力

受注者は、本工事に関する発注者への監査（内部も含む。）、会計検査等が実施される場合には、工事完了後も含めて資料作成、指摘事項への対応等の協力をすること。